

町田市浄化槽の清掃及び保守点検に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 2 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市浄化槽の清掃及び保守点検に関する条例の一部を改正する条例

町田市浄化槽の清掃及び保守点検に関する条例（平成２２年１２月町田市条例第５１号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１項第５号中「前各号」の次に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

町田市浄化槽の清掃及び保守点検に関する条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(登録の拒否) 第 13 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第 11 条第 1 項の申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの (6)・(7) 略 2 略	(登録の拒否) 第 13 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第 11 条第 1 項の申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの (6)・(7) 略 2 略

